

# Webページに関するガイドライン

東京都公立中学校事務職員会（以下都公中事という）のWebページの開設及び運営については以下のガイドラインによるものとする。

## 1 目的

- ・都公中事の活動を発信することにより、本会の目的である学校及び教育行政に寄与していく。
- ・会員相互の電子的な交流を通して、教育活動に寄与する。

## 2 基本方針

- ・「東京都公立中学校事務職員会活動に伴う情報に関する指針」に沿って運営する。
- ・Webページを利用して情報発信する際には、不特定多数の者がアクセス可能であることを念頭に置き、常に個人情報の保護に留意する。

## 3 運営

- ・Webページの管理運営については、情報管理担当の副会長が任に当たる。
- ・情報管理担当副会長の下に、役員研究協議会でこの活動を通じて具体的なサポートを行う。
- ・Webページ運営を委託する。委託に当たっては、個人情報等の管理や内容の改ざん等を考慮し委託先を決定する。原則、情報管理担当副会長を通してデータを管理会社に送るものとする。

## 4 公開

- ・Webページに掲載する内容については、事前に役員研究協議会の承認を得るものとする。
  - (1)定期的な更新については、原則役員研究協議会の承認を受ける。
  - (2)非定期的な更新、あるいは通常定例的なものであっても臨時の更新が必要な場合には、会長又は情報担当副会長の判断で公開を暫定的に決定し、直近の役員研究協議会の承認を受ける。この際に、役員研究協議会で不適切と認める掲載の改変または削除の指示には、情報担当副会長は速やかに従うものとする。
  - (3)ブログにおいて各委員会に関する臨時の更新が必要な場合には、各委員長の判断で公開を暫定的に決定し、直近の役員研究協議会の承認を受ける。この際に、役員研究協議会で不適切と認める掲載の改変または削除の指示には、各委員長は速やかに従うものとする。
  - (4)ブログにおいて当分の間、コメントの受付等はしない。不測の事態には、使用の可・不可を情報担当副会長が会長に図り、暫定的に決定し、直近の役員研究協議会の承認を受ける。
  - (5)各支部の研究資料等を公開する際には、事前に各支部長の了承を得、その後役員研究協議会の承認を受ける。

## 5 公開内容

- ・都公中事の研究会・研究紀要、各種研究会、調査研究活動及び研修活動等の広報に関する情報とする。
  - (1)各種研究会・調査研究活動・研修活動等の自主的活動の広報
  - (2)東京都教育委員会への協力・全事研並びに関事協への参加等を通じた教育支援活動の広報
  - (3)その他 各支部研究資料等
- (禁止事項)
  - 1)個人情報・著作権その他の権利を侵害する行為に関すること
  - 2)営利を目的とする行為
  - 3)法令及び公序良俗に反する行為

## 6 ID・パスワードの管理

- ・都公中事Webページの支部長会サイトに接続するためのユーザーID、パスワードは本会支部長及び情報管理担当者のみが知ることとし、譲渡、貸与、開示は禁止とする。また、不正に使用されることのないよう適正に管理すること。
- ・都公中事Webページの会員専用サイトに接続するためのユーザーID、パスワードは本会会員のみが知ることとし、譲渡、貸与、開示は禁止とする。また、不正に使用されることのないよう適正に管理すること。

## 7 著作権

- ・Webページ上の著作に関しては、署名のあるものまたは公にされているものを除き原則東京都公立中学校事務職員会が有するものとする。

## 8 リンク

- ・都公中事Webページをリンクする場合には、会の活動を妨げないものに関し原則フリーとする。

## 9 免責

- ・都公中事Webページは情報の共有を目的としたものであり、業務の成果を保証するものではないため、その結果生じた損害は都公中事として責任を負わない。

10 その他

- ・このガイドラインは、必要に応じて役員研究協議会において見直しを行うものとする。

付 則 平成23年11月 1日役員会で改正  
平成24年 4月10日役員研究協議会で改正  
平成26年 4月 3日役員研究協議会で改正